

9月修了・修了延期制度

9月修了

9月修了

最終年次の学生で、前年度末に修了が認められなかった場合、今年度前期末で修了要件の充足が見込まれる学生は、申し出により9月30日付で修了資格の認定を受けることができます。

要領・手続き

- ・4月の履修登録時において、修了要件の充足が見込まれるように、**前期開講科目を必ず履修登録してください。**
(修了所要単位を既に充足している場合はこの限りではありません。)
- ・**「9月修了資格認定願(教務部備付)」を6月末日までに提出してください。**期限までに**「9月修了資格認定願」が提出されなければ、9月修了資格認定の対象とはなりません。**(要件充足者について、自動的に修了認定を行うことはしません。)
- ・9月修了についての詳細は、教務担当教員との相談の上、教務部にて確認してください。

修了資格の認定

6月末日までに「9月修了資格認定願」を提出し、前期開講科目の成績の結果により、修了要件を充足した場合、以下の要領により9月修了資格の認定を行います。

- ①「9月修了資格認定願」を提出し、修了資格を充足している学生に対して、9月初旬頃、教務部より単位修得状況等について連絡します。
- ②その際に、9月修了するかどうか再度意思確認します。試験勉強などの理由により9月修了をしない場合には、別途「9月修了資格認定取下願」を提出してください。
- ③9月修了資格は、9月中旬に行われる教授会で審査の上、正式に認定されます。

修了延期制度

修了延期制度

修了要件を満たすものの、試験勉強など、正当な理由により、引き続き在学することを希望する場合は、修了要件を満たしたまま、修了を延期することができます。

出願資格

- 1 **修了要件を満たす見込みである、あるいは満たしていること。**
- 2 上記1において、①延長する在学期間が大学院学則第5条に規定する年

数を超える場合、②授業料等納付金を滞納している場合、③後期から1年間留学する場合（留学期間を延長する場合を含む）は、出願することができません。

在学延長期間・ 修了の時期

在学を延長できる期間は1年で、1回(1年)を限度に再延長することができます(通算2年まで)。ただし、延長期間中に休学することはできません。

修了の時期は、在学延長期間が終了する年度の終了日です。ただし、在学延長期間中に事情変更により、**9月修了を希望する場合は、所定の手続きを経ることで修了が認められます**。期間を再延長した場合も同様です。

履修登録

通常どおり履修登録することができます。

手続き

- ①所定の期間（12～1月頃）に「修了延期願」を提出した学生に対し、教授会で審議し、修了延期が許可されます。ただし、修了要件を満たさなかった場合は留年となり、この制度の適用を受けることはできません。
- ②一旦修了延期を許可された学生が、事情変更により本来修了すべき年度末での修了を希望する場合は、所定の期限までに「修了延期許可取消願」を提出した場合に限り、本来修了すべき年度末での修了を認めます。
- ③修了延期を許可された学生が、在学延長期間分の授業料等納付金を所定の期間（3月中旬）に納入しなかった場合は、修了延期の許可を取り消し、本来修了すべき年度末での修了とします。在学延長期間分の授業料等納付金については、納付金に関する規則第9条の3を参照してください。
- ④修了延期の延長を希望する場合は、改めて手続きが必要となります。

学生の身分等

- ①修了延期者の身分は在學生と同一ですので、図書館等の諸施設の利用、学割の発行、学生教育研究災害傷害保険の加入、学則に基づく懲戒処分等について、他の在學生と同等に扱われます。
- ②在学延長期間中（4月1日以降）に、本学の留学制度に基づく留学をすることができます。